

居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導運営規定

2025 年 5 月 1 改定

有限会社 メディワークス盛岡

リード薬局 盛岡市上田 1-3-10

リーブ薬局 盛岡市上田 1-1-35

ローブ薬局 盛岡市青山 3-27-15

当社薬局（以下『薬局』という）が実施する指定居宅療養管理指導の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定めます。

1. 目的

要介護状態または要支援状態にあり、主治の医師等が交付した処方箋に基づき薬剤師の訪問薬剤管理指導を必要と認めた利用者に対し、薬局の薬剤師が適正な居宅療養管理指導等を提供する。

2. 運営の方針

- ① 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。
- ② 上記①の観点から、市町村、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者その他の保健、医療、福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。
- ③ 利用者の療養に資する等の観点から、当該利用者に直接係わる上記関係者に必要な情報を提供する以外、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を他に漏らすことはいたしません。

3. 提供する業務の内容

- ① 当事業所の薬剤師が、医師の発行する処方せんに基づいて薬剤を調製するとともに、利用者の居宅を訪問し、薬剤の保管・管理や使用等に関するご説明を行うことにより、薬剤を有効かつ安全にご使用いただけるよう努めます。
- ② サービスのご提供に当たっては、懇切丁寧に行い、分かりやすくご説明いたします。もし薬について分からないことや心配なことがあれば、担当の薬剤師にご遠慮なく質問・相談してください。

4. 職員の体制

店舗ページにてご確認ください。

5. 営業時間

店舗ページにてご確認ください。

6. 緊急時の対応

必要に応じ利用者の主治医または医療機関に連絡を行う等、対応を図ります。

7. 利用料

介護保険制度の規定により、以下の通り定められています。

居宅療養管理指導サービス提供料として

単一建物居住者が1人	518 円～1, 554 円／回
単一建物居住者が2～9人	379 円～1, 137 円／回
単一建物居住者が10人以上	342 円～1, 026 円／回
情報通信機器を用いた服薬指導	46 円～138 円／回

※いずれもお1人当たりの金額で、1か月につき4回までを限度。ただし、がん末期の利用者、注射による麻薬の投与が必要な利用者及び中心静脈栄養を受けている利用者の場合は1週間に2回、かつ月に8回を限度となります。

8. 苦情申立窓口

当事業所のサービス提供にあたり、苦情が生じた場合は迅速、かつ適切に対応するために受付窓口を設置し、必要な措置を行います。苦情やご相談があれば、担当薬局までご連絡ください。

9. その他運営に関する留意事項

当該規定に定める事項の他、運営に関する重要事項は、当薬局が定めるものとします。